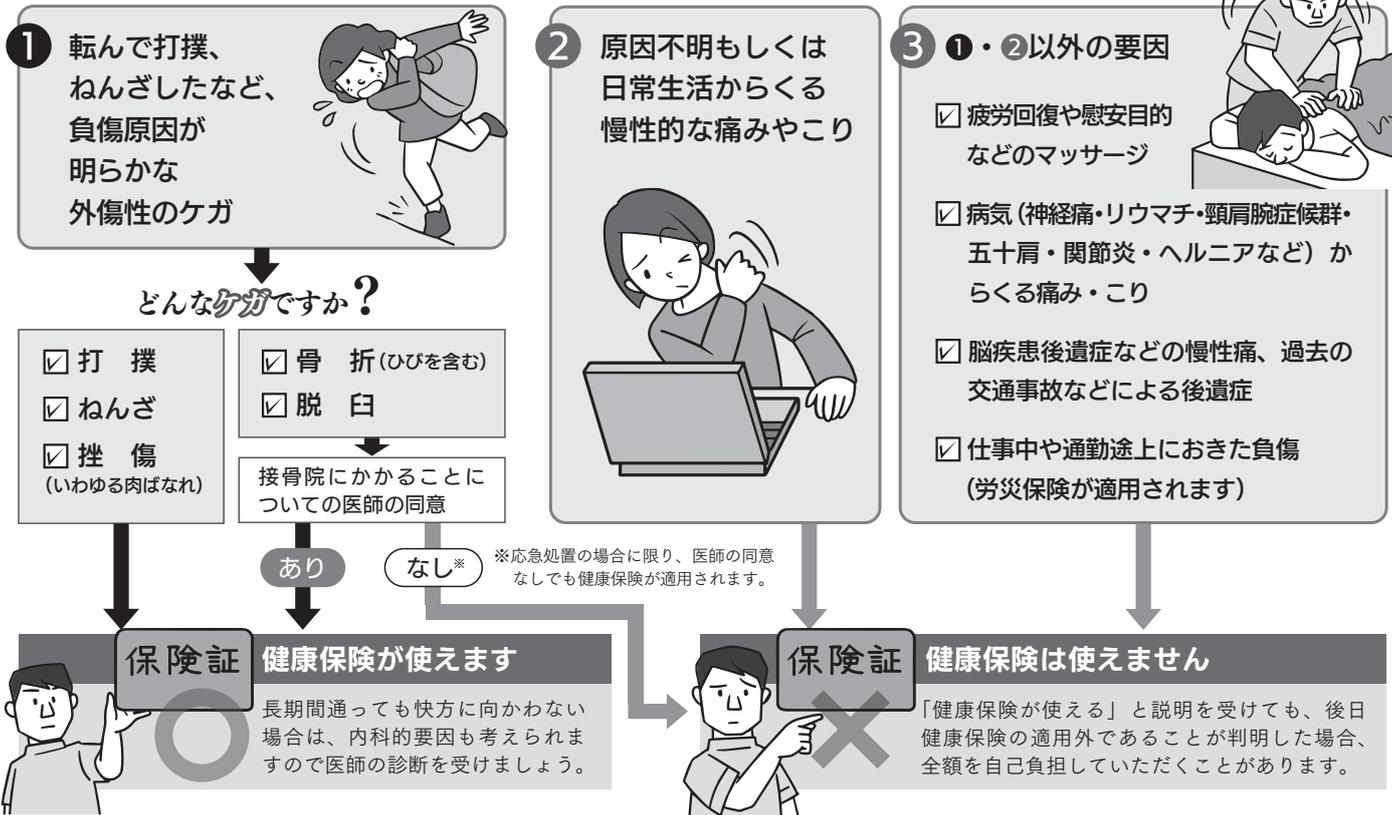


# 接骨院・整骨院にかかる前に チェックしましょう!

接骨院・整骨院で健康保険を使えるのは、**外傷性のケガのみ**です。それ以外の疾患で健康保険を使うことは違法で、誤った認識で保険証を使ってしまった場合、後から費用を請求されることもあります。接骨院・整骨院にかかる前に、ルールを確認しておきましょう。

## 事前にチェックしよう!

## 接骨院・整骨院にかかる原因は?



## 健康保険が使える場合でも、下記の点にご注意ください

### 負傷原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかを正確に伝えてください。  
交通事故など第三者行為に該当する場合は必ず当健保組合へご連絡ください。



### 療養費支給申請書の記載内容をよく確認しましょう

療養費支給申請書は、接骨院・整骨院が施術費用を患者に代わって健保組合に請求・受領するために必要な書類です。記載内容を必ずご確認ください。



### 領収書・明細書を受け取りましょう

領収書・明細書は必ず受け取りましょう。金額などに相違があれば当健保組合へご連絡ください。

明細書をお願いします



柔道整復療養費(いわゆる接骨院・整骨院などでの施術料金)について、令和4年10月から「患者ごとに償還払いへ変更できる仕組み」を導入します。

#### 〈対象患者の事例〉

- ① 自己施術を行ったことがある者
- ② 自家施術を繰り返し受けている患者
- ③ 健康保険組合が繰り返し患者照会を送付しても回答しない患者
- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

「償還払い」とは、患者が窓口で一旦施術料全額を支払い、領収書、明細書を添付して保険適用となる部分の支給を健康保険組合へ申請する制度です。

健康保険証を使用して接骨院・整骨院の施術を受けた方に、後日、施術内容や施術経過、負傷原因等の照会をさせていただく場合があります。照会にはご自身で回答をお願いします。領収書、明細書を保管しておいてください。照会業務へのご理解とご協力をお願いいたします。